



毎月勤労統計調査 令和7年分結果（年平均）

このたび、本県の毎月勤労統計調査の令和7年分（年平均）を取りまとめました。

1 賃金

○ 平均月間現金給与総額は、事業所規模5人以上で310,886円、前年比0.5%増と4年連続で増加となった。規模30人以上では360,264円、前年比2.5%増と4年連続で増加となった。

きまって支給する給与は、事業所規模5人以上で252,665円、前年比0.7%増と4年連続で増加となった。規模30人以上では284,702円、前年比1.7%増と2年連続で増加となった。

【表-1、図-1】

○ 特別に支払われた給与は、事業所規模5人以上で58,221円、前年比0.6%減と4年ぶりに減少となった。規模30人以上では75,562円、前年比6.3%増と4年連続で増加となった。

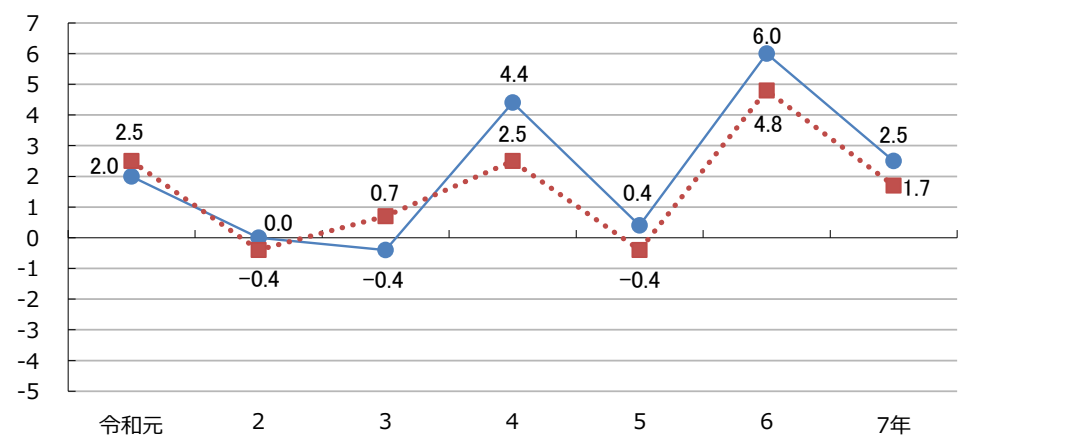
【表-1】

表-1 月間現金給与額（調査産業計）

	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		所定外給与		特別に支払われた給与	
	円	前年比	円	前年比	円	前年比	円	前年比	円	前年比
事業所規模5人以上	310,886	0.5	252,665	0.7	235,530	0.7	17,135	2.4	58,221	△ 0.6
事業所規模30人以上	360,264	2.5	284,702	1.7	261,452	0.9	23,250	9.8	75,562	6.3

図-1 現金給与総額の推移 調査産業計（事業所規模30人以上）

—現金給与総額及びきまって支給する給与の対前年増減率—



2 労働時間

- 平均月間総実労働時間は、事業所規模5人以上で134.4時間、前年比1.3%減と2年ぶりに減少となった。規模30人以上では146.1時間、前年比0.4%増と2年連続で増加となった。

【表-2、図-2】

- 所定外労働時間は、事業所規模5人以上で10.1時間、前年比6.3%増と2年連続で増加となった。規模30人以上では13.2時間、前年比15.5%増と2年連続で増加となった。

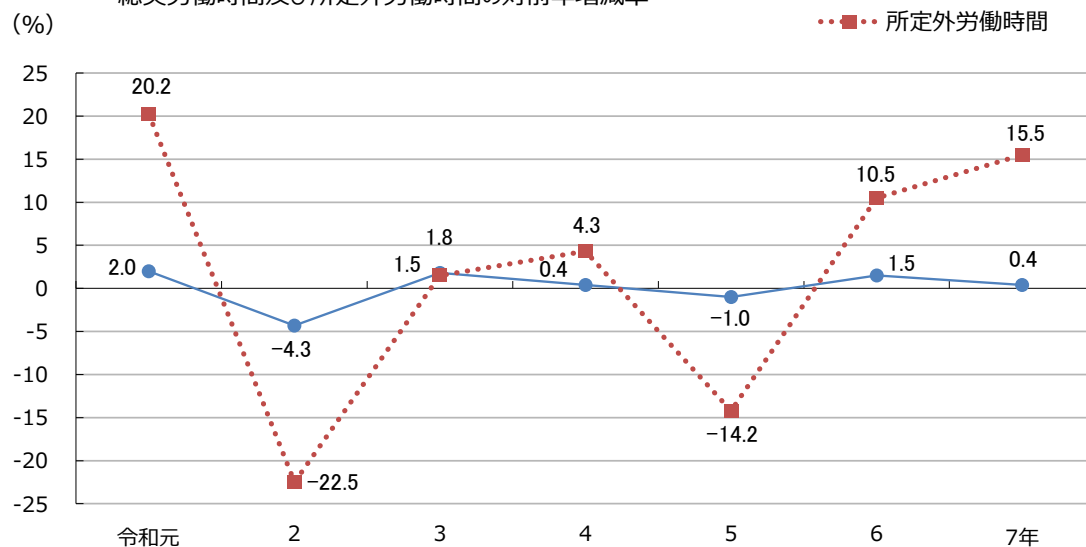
【表-2、図-2】

表-2 月間実労働時間及び出勤日数（調査産業計）

	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
	時間	前年比	時間	前年比	時間	前年比	日	前年差
事業所規模5人以上	134.4	△ 1.3	124.3	△ 1.8	10.1	6.3	17.6	△ 0.1
事業所規模30人以上	146.1	0.4	132.9	△ 0.9	13.2	15.5	18.1	0.0

図-2 実労働時間の推移 調査産業計（事業所規模30人以上）

— 総実労働時間及び所定外労働時間の対前年増減率 —



3 雇 用

○ 常用労働者数は、事業所規模5人以上で743,824人、前年比2.8%増と2年連続で増加となった。規模30人以上では417,041人、前年比1.4%増と2年連続で増加となった。

【表-3、図-3】

○ パートタイム労働者比率は、事業所規模5人以上で前年から2.1ポイント上昇して36.2%となった。規模30人以上では、前年から2.6ポイント上昇して28.6%となった。

【表-3、図-4】

表-3 常用雇用及び労働異動率（調査産業計）

	常用労働者数		パートタイム労働者比率		入職率		離職率	
	人	前年比 %	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント	%	前年差 ポイント
事業所規模5人以上	743,824	2.8	36.2	2.1	1.70	△ 0.49	1.59	△ 0.41
事業所規模30人以上	417,041	1.4	28.6	2.6	1.51	△ 0.38	1.44	△ 0.38

図-3 常用雇用の推移 調査産業計（事業所規模30人以上）

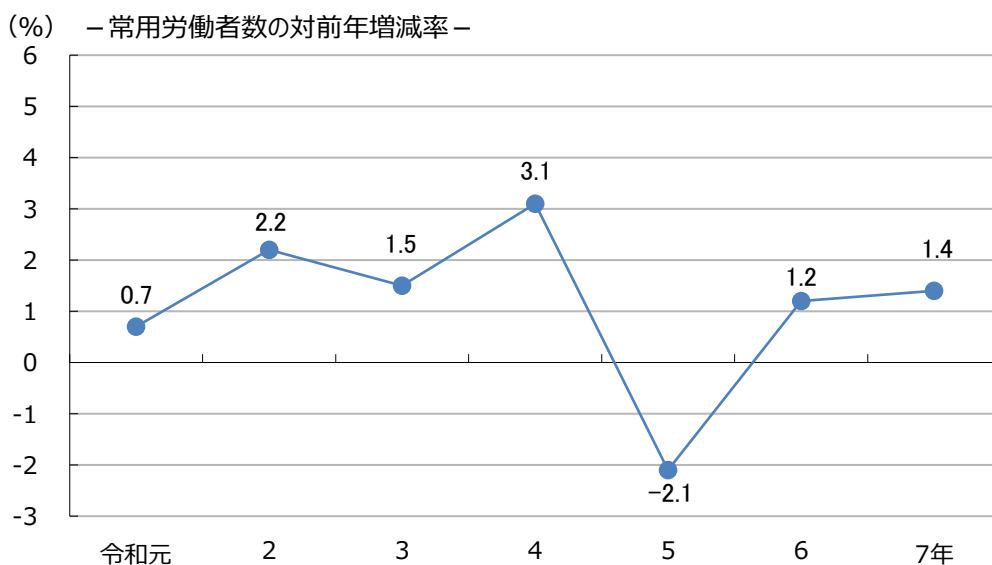
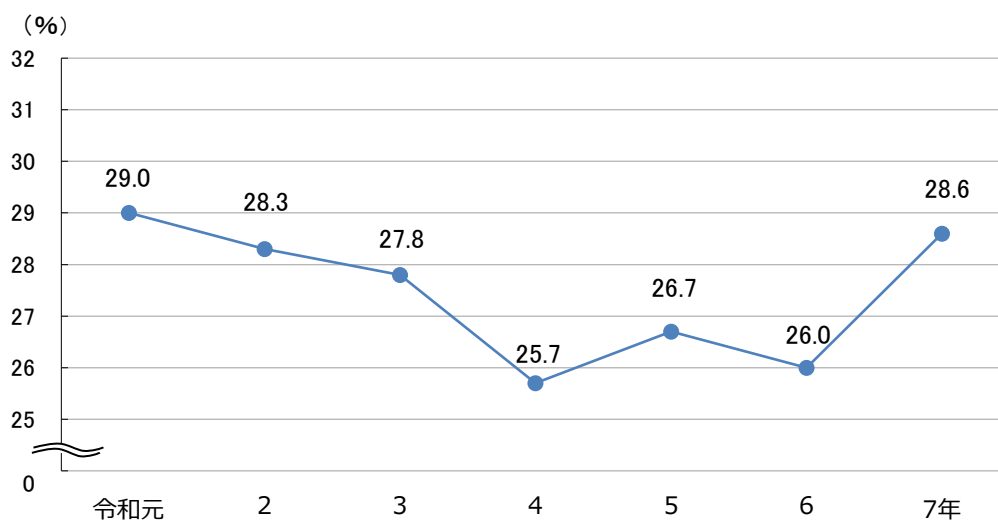


図-4 パートタイム労働者比率の推移 調査産業計（事業所規模30人以上）



【利用上の注意】

- 1 令和4年1月分公表時から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。これに伴い、令和4年1月分以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を、令和2年平均が100となるように改訂した。
令和3年12月分までの増減率は、一部を除き、改定前の指数で計算しているため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 2 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 調査対象事業所のうち30人以上規模の事業所の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入れ替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入れ替え方式に平成30年から変更した。
従来の総入れ替え方式においては、入れ替え時に一定の断層が生じていたため、賃金、労働時間指数とその増減率については過去に遡った改訂を行っていたが、部分入れ替え方式導入により断層は縮小することから、過去に遡った改訂は行っていない。
- 4 令和6年1月分公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ（令和3年経済センサス一活動調査）に基づき更新（ベンチマーク更新）した。ベンチマーク更新に伴い常用雇用指数及びその増減率は、過去に遡って改訂している。賃金・労働時間及びパートタイム労働者比率の令和6年（1月分以降）の前年同月比については、令和5年にベンチマーク更新を行った参考値を作成し、この参考値と令和6年の値を比較することによりベンチマーク更新の影響を取り除いて算出しているため、指数から算出した場合と一致しない。
- 5 指数の算式
基準年の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の1人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の1人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 6 常用労働者とは、
 - ① 期間を定めずに雇われている者
 - ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。
- 7 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
 - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
 - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、毎月の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者5人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約800事業所を対象とする。

<統計課ホームページ>

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13376.html>